

## 台湾向けに輸出される食品に関する証明書の発行について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故以降、台湾は日本産食品の輸入規制を行っていますが、本年 5 月 15 日より輸入規制を強化する旨の公告を行い、原則日本産のすべての食品に、産地証明書の提出が義務付けられることとなりました。

このため、高知県では、台湾向けの食品輸出に支障が出ないように、輸出される食品について産地証明書の発行事務を開始します。

※証明書発行の開始は、6 月 1 日を予定しています。

### 証明書の発行対象となる食品

高知県において生産または収穫、または最終加工され、台湾に輸出される食品（酒類を除く）。

### 申請者

高知県において生産または収穫、または最終加工された食品（酒類を除く）を輸出しようとする者。ただし、申請者又はその代理人は、日本国内に事務所を有する者とする。

※代理人が証明書の発行を申請する場合は、輸出しようとする者が作成した委任状が必要。

### 申請先

高知県農業振興部産地・流通支援課

住所：高知県高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号 県西庁舎 3 階

※申請者は、申請書類を高知県農業振興部長宛に送付又は持参してください。

なお、申請者が郵送での証明書の交付を希望する場合、返信に要する経費は、申請者の負担となります。

### 申請手続

以下の書類を提出してください。詳細及び様式は産地・流通支援課ホームページに掲載予定です。

- (1) 委任状（輸出者以外の者が申請する場合に必要）
- (2) 輸出食品に関する証明申請書
- (3) 証明書（英語表記）に必要事項を記入したもの
- (4) その他必要な添付書類

### 証明にかかる手数料

証明書の発行手数料は無料です。

## その他注意事項

- 1 検疫対象品目は、植物検疫証明書（植物検疫所発行）及び輸出検疫証明書（動物検疫所発行）をもって産地証明に代えることができますので、当県の発行する産地証明は必要ありません。
- 2 加工品は、実際に摂食される状態に加工された場所が、最終加工地（産地）となります。包装、パック詰めを行った場所は最終加工地（産地）とはなりません。
- 3 台湾への食品輸出規制は下表のとおりとなっています。加工品における原料及び中間製品等の原産地に対する考え方は、事前に輸入業者に対して問題ないか個別にご確認ください。
- 4 当県では産地証明書の発行のみとなりますので、事前に輸入業者と協議のうえ、追加書類が必要な場合は各自でご準備ください。

表 台湾における日本産食品の輸入規制状況の概要(平成 27 年 5 月 15 日時点)

	品目	規制内容
5県 (福島、茨城、栃木、群馬、千葉)	全ての食品 (酒類を除く)	輸入停止
42都道府県 (上記5県以外)	全ての食品 (酒類を除く)	産地証明書 ①政府(地方公共団体を含む) ②政府が授権した機関 ③業者等が公的機関に確認を受ける
	野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、 飲料水、乳幼児用食品	台湾にて全ロット検査
	加工食品	台湾にてサンプル検査
岩手、宮城、東京、愛媛	水産物	検査機関が発行する放射性物質検査報告書 ①中央主管機関が公表 ②その他日本の政府の認証 ③国際認証機関の認証
宮城、埼玉、東京	乳幼児用食品、乳製品、キャンディー、 ビスケット、穀類調製品等	
東京、静岡、愛知、大阪	茶類産品	

### ○お問い合わせ窓口

高知県農業振興部産地・流通支援課

高知市丸ノ内1丁目7番52号 県西庁舎3階

担当：安部、徳永（浩）、宮地

電話：088-821-4806 Fax：088-873-5162

E-mail：[160701@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:160701@ken.pref.kochi.lg.jp)

○高知県農業振興部産地・流通支援課のホームページで6月1日頃から情報提供する予定です。

URL：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160701/>